

令和8年1月30日招集

1月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和7年度1月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年1月30日(金) 午後2時30分から午後3時06分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (33人)

農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	3番 本田敏明
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親	11番 高橋潤一	12番 塩原信子
		15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	
22番 増井勝	23番 高橋仁	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 山岸洋子	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 笠原綱生	6番 白井雅彦
7番 伊勢亀裕二	8番 渡辺裕威	9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	12番 野澤和吉

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第47号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第48号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第49号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第50号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第51号 所有権移転あっせん申出に係る買入協議の要請について

議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農地係主査 島倉明彦

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和7年度1月定例総会を開会いたします。</p> <p>13番 帯瀬和幸委員、14番 野澤栄委員、21番 草野伸一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中21名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、22番 増井勝委員、23番 高橋仁委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第47号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第48号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第49号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、本日、正誤表及び地区別審議件数を机上配布しておりますのでお手数でもご確認をお願いいたします。</p> <p>内容につきましては、議案書5ページ3条許可申請の「中2号」が取下げとなりました。</p> <p>それでは裏面の地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で11件、中央地区で2件、秋葉区で4件、南区で6件、西区で8件、西蒲区で21件の計52件です。</p> <p>次に議案第47号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、西区で1件、西蒲区で1件の計2件です。</p> <p>次に議案第48号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で1件、南区で2件、西区で1件の計5件です。</p> <p>次に議案第49号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、南区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は60件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の山岸でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の12件は、去る1月28日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページから4ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」から「北8号」及び、「北11号」の9件は売買によって農地を取得するものです。</p> <p>いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p>

<p>議長</p> <p>中央区部会長</p>	<p>「北9号」、「北10号」は、農地を交換するものです。相互の希望により、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第48号 農地法第5条許可申請についてです。議案書19ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅に転用するものです。</p> <p>転用者は現在東区に住んでいますが、職場に通いやすく、学校が近いので、個人住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第3種農地で、土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請11件、第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の3件は、去る1月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中3号」は、経営移譲年金受給の使用貸借期間満了による再設定です。</p> <p>続きまして、議案第48号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、近隣企業が露天駐車場敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第2種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>秋葉区部会長の笠原でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の4件を、28日に審査いたしました。</p> <p>「議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」です。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は譲受人の申出により売買するものです。</p> <p>「秋2号」は譲渡人の申出により賃借権を設定するものです。</p> <p>「秋3号」、「秋4号」は譲渡人の申出により売買するものです。</p> <p>以上4件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の伊勢亀でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は9件で、去る1月28日に審査を行いました。</p> <p>議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の7ページ8ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」と「南4号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地に賃借権を設定するものです。</p> <p>「南2号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>「南3号」、「南5号」及び「南6号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第48号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。</p>

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、同集落内のアパートに居住していますが、手狭になってきたことから戸建て住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、市外のアパートに居住していますが、手狭になってきたことから戸建て住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断されます。</p> <p>なお、5条許可申請2件は、周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、議案第49号 事業計画変更承認申請に関する処分決定です。</p> <p>議案書の23ページをご覧ください。</p> <p>先の議案第48号の「南2号」について、過去に転用許可を受けた当初計画者を変更し、承継者に事業を引き継ぐためのものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請6件、農地法第5条許可申請2件、事業計画変更承認申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の原田でございます。</p> <p>1月28日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」から「西8号」は、いずれも、譲渡人の規模縮小および、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p>
-------------------------	---

<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>次に、17ページをご覧ください。</p> <p>議案第47号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、申請地を自己転用し、農家住宅建築敷地とするもので、農地区分は、第3種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、22ページをご覧ください。</p> <p>議案第48号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、申請地を売買し、個人住宅建築および道路敷地とするもので、農地区分は、第3種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請、8件、第4条および第5条許可申請、各1件、合計10件については、いずれも問題ないものと判断いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の22件は、去る1月28日に審査を行いました。</p> <p>議案第52号 農地法第3条許可申請についてです。</p> <p>議案書11ページから16ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」から「蒲3号」、および「蒲20号」は、譲渡人の要望により、所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲4号」、「蒲8号」、「蒲11号」、および「蒲12号」は、以前から耕作していた譲受人へ所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲5号」から「蒲7号」、「蒲9号」、「蒲10号」、「蒲15号」から「蒲17号」、および「蒲21号」は、譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲13号」および「蒲14号」は、以前から耕作していた譲</p>
--------------------------	--

	<p>受人が引き続き耕作するため、賃借権を設定するものです。</p> <p>「蒲 18号」および「蒲 19号」は、お互いの農地を集積するため、交換により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第47号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書18ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。現在住んでいる住居の建て替えに伴い、道路からの乗り入れなど、利便性を考え申請に至りました。</p> <p>農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請21件、第4条許可申請1件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書17ページ、議案第47号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、</p>

<p>議 長</p>	<p>3,000 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書19ページ、議案第48号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書23ページ、議案第49号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、審議に入ります。原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第50号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第50号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>最初に、本日机上に配布した追加資料について説明します。</p> <p>資料は4点、1点目・2点目として、案件の修正があったことに伴うA4横ホチキス留めの正誤表1・2、3点目がその修正に付随して変更となるA4横ホチキス留め右上に差し替えと記載の表紙及び実績表の差し替え資料1、4点目が農林政策課からの意見聴取の依頼が差し替えになったことに伴うA4縦ホチキス留めの農用地利用集積等促進計画案に対する意見書の差し替え資料2となります。</p> <p>お手元の別冊資料と併せてご覧ください。</p> <p>最初に、議案書作成後に変更のあった案件について説明します。正誤表1・2をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定、北33号・34号の一部の農地について、</p>

	<p>別案件と重複していたことが判明したため、秋 275・276 号について、手続きを先送りする必要が生じたため、それぞれ修正します。</p> <p>修正後の実績表につきましては差し替え資料のとおりです。</p> <p>それでは差し替え資料、1 ページ令和 8 年 1 月の利用権の設定等を促進する事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区 696 件、中央地区 452 件、秋葉区 460 件、南区 362 件、西区 656 件、西蒲区 282 件、合計で件数 2,908 件、面積 13,114,583 ㎡です。</p> <p>次に、利用権の移転について、北区 10 件、中央地区 19 件、秋葉区 49 件、南区 6 件、西区 54 件、西蒲区 21 件、合計で件数 159 件、面積 590,829 ㎡です。</p> <p>続いて 2 ページ、中間管理機構を介した売買について、北区 6 件、中央地区 1 件、南区 6 件、西区 1 件、合計で件数 14 件、面積 74,255 ㎡です。</p> <p>詳細につきましては、別冊資料の 4 ページ以降のとおりとなります。</p> <p>新規の利用権設定については、4 ページから 589 ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については、590 ページから 623 ページのとおりです。</p> <p>次に、機構を介した売買については、624 ページから 629 ページのとおりです。</p> <p>案件についてはいずれも各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>先月同様、ほ場整備事業に関連して、一部の案件で従事日数がある方が経営体内にいない状態で自作する旨の申し出がされていることを踏まえ、差し替え資料 631 ページ、地域計画の区域内における公社から耕作者への貸付に関する意見書にのみ、一部不相当として意見を付し、それ以外については、“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”“新潟県農林公社による所有権の取得・移転は適当である”旨を決定し、市に対して回答したいと考えております。</p> <p>促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p>告によって効力が発生します。</p> <p>県の公告は令和8年3月31日からとなります。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入りますが、私と間宮会長職務代理者の関連事案が含まれておりますので、まず、私の関連する事案を先に審議し、それ以外の事案については、その後審議することといたします。</p> <p>それでは、議長を間宮会長職務代理者に交代します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (間宮会長職務代理)</p>	<p>それでは、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>別冊の議案第50号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について 新規の中444号、中446号、中448号、移転の中1号、の4件について、審議いたします。</p> <p>委員関連の事案が含まれていますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (間宮会長職務代理)</p>	<p>それでは、今ほどの4件の事案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長 (間宮会長職務代理)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から、入室していただいで下さい。</p>
<p>議 長 (間宮会長職務代理) 議 長</p>	<p>それでは、虎澤会長に議長を交代します。</p> <p>それでは、引き続き、議事を進行します。</p> <p>別冊の議案第50号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に</p>

<p>議 長</p>	<p>関する意見決定について 先ほど承認された事案以外について、審議いたします。</p> <p>なお、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いします。</p> <p>それでは、別冊の議案第50号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について 先ほど承認された事案以外について、審議いたします。原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただけて下さい。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第51号 所有権移転あっせん申出にかかる買入協議の要請について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農業振興係長</p>	<p>引き続き、議案第51号 所有権移転のあっせん申出に係る買入協議の要請について説明させていただきます。</p> <p>買入協議は、農地の所有者から農業委員会に対し、農地を売りたい旨の申し出があった場合に、農業委員会が認定農業者等への利用集積を図るため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると認めた場合に行う制度です。</p> <p>西区において、土地所有者から農地の売買について申し出があり、西区事務所で利用関係の調整を図りましたが、売買金額が高額となるため、買い手の調整が不調に終わりました。</p> <p>今回、申し出のあった農地は、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図る必要があると判断されることから、農地中間管理機構による買入が特に必要であると考えます。</p> <p>従いまして、本日の総会において買入協議への承認いただいたのち、市長に対して、農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づき、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を申出者に対して</p>

	<p>通知するよう要請します。</p> <p>今後は、農地中間管理機構との買入協議が整い次第、農地中間管理機構を介した売買の手続きを進めることとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第51号 所有権移転あっせん申出にかかる買入協議の要請について、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>日程4 その他として 委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長 終了時間 15:06</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和7年度1月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
